調 查•研 修 報 告 書(議員用)

報告者:横路 政之

実施場所:ワークピア広島(広島市) 実施日:令和4年6月6日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

・議員定数及び議員報酬に係る調査特別委員会設置における事前研修のため。

■参考とすべき事項

{議員報酬について}

2011年6月有名有識者による「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置。

- ・自治法上(第203条)議員報酬は「報酬」となっている以上、「一定の役務の対価として与えられる反対給付」で「生活給」ではない
- ・とすると「一定の役務」の範囲が不明確
- ・現在の自治体の事務権限は総合的であり、政策領域は広範に及ぶため、議員の活動は多岐にわたり多くの時間を割く
- ・4年の任期の間、活動に専念できる条件をできるだけ整える方向で議員報酬を検討すべき この様な観点から、現職議員から「仕事」の内容を、聞き取りを含む全議員にアンケート 調査を実施し、結果として、知事を1とした場合、議員のかけ率は約0.7となり報酬減し ている現行報酬より上がる結果となった。

{議員定数について}

江藤俊昭氏は「指標として常任委員会数×討議できる人数は 6 名とし、委員長以外を奇数とするなら 8 人が妥当」とされる。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

・本市の議員定数 25 から 20 へ削減した時、これ以上削減できない限界値まで削減しようという議論があり、激しい議論の末定数 20 に決定した。その時、議員 5 名分の報酬約 3.000万円を議員報酬増額へ回してほしいとの要望を報酬審議会に諮ったが、現状維持で決着した。その後、10 年余り経過して本市を取り巻く状況は大きく変化している。区切りとして定数、報酬を議論する意義はあると考える。